

2018年2月19日

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿 介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 佐藤 貴夫

答 申 書

2018年2月14日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2017年度諮問第5号（「2017年12月26日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱について）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

本請求に対して機構は、規程第14条により、公開の決定等をする期限を「相当の部分」と「残りの機構資料」とに分けて定めており、本答申は前者の機構資料を対象とするものである。

公開請求のなされた機構資料について、個人情報、法人等情報、審議・検討又は協議に関する情報、及び事務又は事業に関する情報に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料

「2017-4-1」

NUMOによる全国各地での対話活動のうち、経済団体等の訪問実績（2015年度、2016年度、2017年度）の団体名、時期、内容に関して本情報公開請求書の受付日時点で機構が所有している資料のいっさい。

「2017-4-2」

2015年4月以降の「全国シンポジウム」「地層処分セミナー」「地層処分意見交換会」「科学的特性マップに関する意見交換会」を巡る学生動員問題に関して、本情報公開請求書の受付日時点で機構が所有している資料のいっさい（NUMOがオーシャンイズや地域力活性化研究室等に聞き取りした結果やNUMO内で作成した調査結果に関する資料など）

○「全国シンポジウム」、「地層処分セミナー」、「地層処分意見交換会」、「科学的特性マップに関する意見交換会」は各々以下を指すものとする。

- ・2015年5月～6月、2015年10月、2016年5月～6月及び2017年5月～6月に実施した「全国シンポジウム『いま改めて考えよう地層処分』」
- ・2016年7月～10月及び2017年2月～3月に実施した「地層処分セミナー『高レベル放射性廃棄物について考える』」
- ・2016年10月～11月に実施した「地層処分意見交換会『高レベル放射性廃棄物について考える』」
- ・2017年10月17日より実施中の「科学的特性マップに関する意見交換会」

2. 情報公開請求に対する機構の説明

・公開の取扱い

「2017-4-1」に該当する機構資料（相当の部分）は以下のとおりである。

- ①「-2015年度業務実施結果に対する評価・提言-（1）対話活動」
- ②「-2016年度業務実施結果に対する評価・提言-（1）対話活動」
- ③「2015（平成27）事業年度財務諸表（添付書類）事業報告書」
- ④「2016（平成28）事業年度財務諸表（添付書類）事業報告書」
- ⑤「原子力発電環境整備機構の事業運営について」
- ⑥「地域交流部カレンダー」

上記①～⑤は公開とし、⑥の「内容」の一部については非公開とする。

「2017-4-2」に該当する機構資料（相当の部分）は以下のとおりである。

- ①「11/14 プレスリリース：『科学的特性マップに関する意見交換会』の参加者募集に関するご報告」及び当日の配布資料
- ②「11/20 プレスリリース：『科学的特性マップに関する意見交換会』の参加者募集に関する事実関係究明と再発防止に向けた対応について」
- ③「11/21 トピックス：『科学的特性マップに関する意見交換会』の参加者募集に関するご報告」について」
- ④「11/27 プレスリリース：『科学的特性マップに関する意見交換会』に関する今後の運営について」
- ⑤「11/30 プレスリリース：11月14日付ご報告の事案に関する『調査チーム』の設置について」
- ⑥「12/20 プレスリリース：11月14日付ご報告の事案に関する『調査チーム』の調査事項の追加について」
- ⑦関係者参加の取扱い（調査チームへの報告資料）
- ⑧「全国シンポジウム」「地層処分セミナー」「地層処分意見交換会」「科学的特性マップに関する意見交換会」関係契約書
 - a. 「2015年度シンポジウムの実施」
 - b. 「2015年度 全国説明会の実施」
 - c. 「2016年度 全国シンポジウムの実施に伴う新聞を活用した事前告知及び事後広報について」
 - d. 「2016年度 全国シンポジウムの実施」
 - e. 「2016年度 地層処分セミナーの実施に係る広告等」（2016.7.7 契約）
 - f. 「地層処分説明会（仮称）の実施」（2016.9.27 契約）
 - g. 「2016年度地層処分セミナーの実施に係る広告等」（2017.1.11 契約）
 - h. 「2017年度地層処分説明会（仮称）の実施」
 - i. 「2017年度地層処分説明会（仮称）の実施（その2）」

上記①～⑥は公開とする。⑦は非公開、⑧は部分公開とする。

3. 当委員会の判断

「2017-4-1」に該当する機構資料（相当の部分）

- ⑥「地域交流部カレンダー」

⑥の「内容」の一部は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別することができるものとなるものを含む。）であるため、取材内容を含め法人等情報を公にすることにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、又は、「正式応募前」又は「国が関係地方公共団体に申し入れる旨を公にする前、又は公になる前」の「市町村等を含む地方公共団体」の「名称若しくは名称を特定する情報」（他の情報を組み合わせることにより特定可能となるものを含む。）を含むものであるため、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち、「1. 個人情報」、「2. 法人等情報」又は「4. 事務又は事業に関する情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

「2017-4-2」に該当する機構資料（相当の部分）

⑦関係者参加の取扱い（調査チームへの報告資料）

⑦は、「調査チーム」が昨年12月27日に公表した「調査報告書」を作成する途中段階にある資料であり、公にすることにより、機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれのあるものであって、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当するため、非公開とすることは妥当である。

⑧「全国シンポジウム」「地層処分セミナー」「地層処分意見交換会」「科学的特性マップに関する意見交換会」関係契約書

⑧は、氏名等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別することができるものとなるものを含む。）及び法人の印影、事業実施に係るノウハウを含む法人等に該当する情報が含まれており、それらは、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」又は「2. 法人等情報」に該当し、委託先からも一部非公開を希望する意見があることから、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

第3 審議の経緯

- | | | | |
|-----|-------|-------|-------------------|
| (1) | 2018年 | 2月14日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) | 2018年 | 2月15日 | 第30回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) | 2018年 | 2月19日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委	員	（座長）	佐藤	貴夫
委	員	長	伊東	健次
委	員		新保	雄司